

2 知的財産の流通・流動化に係る制度的諸問題の調査研究

本調査研究は、知的財産の流通・流動化の制度的進展を踏まえ、①特許権者(ライセンサー)が破産をし、又は知的財産権を第三者へ譲渡した場合等における未登録通常実施権者(ライセンシー)の保護の方策、及び②知的財産信託による知的財産の管理・活用の促進を図るために知的財産信託に内在する問題の解決策の検討を目的とした。

①については、ライセンサーの破産時又は知的財産権譲渡等の時に現にその知的財産権を実施し又は実施の準備をしているライセンシーに従前の通常実施権の範囲内での法定実施権を付与する制度を提案し、その要件・効果及びライセンス契約の法律関係、破産法との関係、登録制度との関係等について検討を行った。

②については、信託の対象となっている特許権の権利者(受託者)による損害賠償請求に特許法102条1項及び2項が適用されないのではないかという論点等について検討を行ない、その解決の方向性を示した。

I. 序

近年、企業経営における知的財産(以下「知財」という。)の重要性が高まる中、平成16年に信託業法と破産法が改正され、さらに、平成17年に有限責任事業組合法が施行されるなど、知財活用のための法制度が整備されてきた。一方、平成15年度に知的財産研究所において「知的財産の信託制度導入に係る実務的諸問題の調査研究」及び「知的財産に関するライセンス契約の適切な保護の調査研究」が行われ、知財信託の活用やライセンシー保護に関する実務的な諸問題が抽出された。

このような状況の下、ライセンサーの破産時及びライセンサーが知的財産権を第三者へ譲渡等した時に特許権等の通常実施権が未登録の場合のライセンシー保護のための方策及びその制度設計の検討、及び知財信託による知財の管理・活用の促進を図るために知財信託に内在する問題の解決策の検討を目的として調査研究を実施した。

II. 知的財産の管理・活用に関する実態調査

1. 知的財産信託等に関する実務の現状と課題

(1) 管理型知的財産信託利用上の課題

中小・ベンチャー企業は起業後の黎明期(Early Stage)に、各種補助金やベンチャーキャピタル(VC)等から株式投資により資金調達する。事業拡大に伴い、自社製品等を市場に投入し、それが浸透し始めると価格競争や知財リスクが飛躍的に高まるので、Early Stageから成長期(Middle Stage)にかけて知財リスクに対応するための資金調達が重要となるが、VC等は投資効率の下がるこの時期よりは、新規上場間近の上場準備期(Late Stage)まで投資を待つ傾向がある。このように、上場後も重要な影響を及ぼす知財固めに資金の必要なMiddle Stageに資金調達の選択肢が限られ、事業化における

「第二のデス・バレー」が出現する。管理型知財信託はこの課題を解決する最も有効な手段の一つで、これが定型化されると、Early Stage - Middle Stage - Late Stageと企業の成長に合わせて資金調達策がリニアにつながる。

この第二のデス・バレーに直面した中小・ベンチャー企業は、知財信託への期待は大きいですが、なかなか導入するには至らず、受託する金融機関には、リスクのみが目につき、メリットが見えない。中小・ベンチャー企業が管理型知財信託を導入できない具体的な理由を以下に示す。

①上記スキームが活用可能な中小・ベンチャー企業では特許出願中か、これから出願する企業が大半である。特許出願中のものは信託契約において捕捉可能だが、これから出願するものは捕捉困難である。資金不足から出願できない状況もあり、この点が解決すべき課題である。知財信託の前提として先行技術・特許調査を経ていることが必要である。

②管理型信託の前提として、管理費用は委託者が負担するのに加え、委託料の支払いも必要となる。さらに、国際出願することが望ましく、委託者にとっては相当の負担となる。

③委託者が受益者の場合、信託受益権を得るにすぎず、資金化するためには売却する必要がある。この場合、第三者評価機関の経済的価値評価が必要でその費用は委託者の負担となる。また、信託受益権の売却は、債券ではなく株式譲渡とみなされ課税される。委託者が信託に付した知財を事業に用いる場合にはロイヤルティの支払いが必要となる。

上記の知財信託導入の問題点の多くは「信託契約」で解決されることが多いが、信託契約その他上記の関連契約では解決できないものが実質的な実務上の課題である。さらに、信託固有の問題ではないが、次の項目も組み合わせることを検討している

- ①ライセンス契約締結により委託者及び既存のライセンシーからロイヤルティ収入を得ることが信託運営上のキャッシュフローとしては重要であり、知財評価にも影響する。
- ②委託者と開発委託契約の締結が望ましいが信託受託者が開発契約を委託者に委託することが可能かどうか検討が必要である。
- ③中小・ベンチャー企業が知財信託譲渡を活用した場合でも、企業価値の向上に資することから、上場審査基準においても有利に判断されるような構成が望ましい。

(2) 信託銀行における知的財産権の信託に関する実務上の問題意識と課題

(i) 信託設定時

知的財産権の受託時に信託銀行が最初に行うことは、受託する知的財産権の確認であり、注意しなければいけない点は利益相反行為である。特許権等の産業財産権は登録により第三者対抗要件を取得できるので、権利移転の保全で倒産隔離を図れる。著作権の利用許諾権には登録制度がないため、権利移転の保全が難しい。会計・税務処理は、管理型信託では委託者兼受益者が知財をそのまま保有しているとみなして行われる。流動化型信託では、知財が資産計上されている場合は問題ないが、簿外資産である場合は会計・税務の取扱いが難しい。また、移転コストとして登録免許税がかかるが、グループ企業が一括で大量の権利を信託するような場合は相当の費用となる。

(ii) 信託期間中

信託期間中受託者又は受託者が受託している他の信託財産間で利益相反が起こった場合、受託者の対処の仕方は非常に難しい。

(iii) 信託終了時

信託終了時の信託財産の処分取扱いは、管理型の場合、委託者兼受益者に現状有姿交付する。流動化型の場合で受益者が純粋に知財のキャッシュフロー特性のみだけで投資している場合は、現状有姿交付は想定しておらず、最終的に委託者やライセンシーが購入せず、市場でも換金できないと信託財産の最終的な処分が困難になる。

(3) 知的財産信託に関する実務の現状と課題等

(i) 知的財産信託に関する実務の現状

知財を信託することによってファイナンスする基本スキームの一つは、知財以外に、動産等を総合的に信託するというスキームである。二つ目は従来からある金銭信託の運用対象を知財とするスキームで信託業法改正により、これが可能になっている。この二つが基本スキームとなるが、ほかに、知財の開発時と完成時を分けて、特定目的会社を使いながら、その完成時に信託譲渡するスキームも考えられる。

(ii) 知的財産信託に関する課題

① 税制上の問題

1) 知的財産権そのものを信託するとパススルーの原理が働くため、本質的に損金が生じ、この損金を個人では計上できない。知財から生まれる収入が個人投資家の場合、課税所得になり税制上不利になるため、個人投資を受けるときは、合同金銭信託や金融商品として扱わざるを得ない場合が生じる。2) 受益者間で優先・劣後構造を設定する場合、税制上非常に難しく、現状では扱えない。3) 信託譲渡時の譲渡課税問題で、特許権等で簿価ゼロのもの又はその受益権が譲渡された場合、譲渡課税対象かどうかを明確にする必要がある。

② 流通上の問題

機関投資家が知財を投資の対象とした場合、相当の規模、流通性といったものが必要になる。大手証券会社等の参入希望があるが、現状は、金額が小さいためパッケージにする必要がある。その際、流通市場がある方が便利であり、現状の指名譲渡債権方式では手間がかかる。

③ 登録上の問題

登録制度運営上の問題の一つに著作権が発生していない未完成の著作物がある。企画書やシナリオも著作物として信託できるが、著作物の完成に近づくにつれて著作権の内容が変わってくるので登録が煩雑になる。二つ目は第三者対抗要件の問題である。特許権では通常実施権の第三者対抗要件制度を使っていない場合や、著作権では真偽要件の第三者対抗要件制度がないので、実務上混乱する可能性がある。

(4) 知的財産活動の現状と課題

近年、知財活動に向けた積極的な活動が行われてくる中、知財活動の本質や現実的な理解が築かれるとともに、知財活動は過渡期を迎えている。企業では自社事業との関連の中で、より戦略的志向に基づいた、これまで以上に集中的、選択的な活動が進められ、大学では活動資源の課題にいかに対処していくかが重要なテーマとなる。

知財活動が積極化する中、特許評価等種々の知財サービスが市場に登場してきたが、期待ほど成果を挙げられず、高い評価は受けていない。このように知財サービス提供者にとっても重要な局面を迎えている。企業や大学の要望を満足させるために、レベルの高いサービスを提供できる能力を身につけることが重要となる。

知財活動の主要な目的の一つは、流通行為に基づくライセンス収入や事業上の成果の獲得である。この動的活動である「流通」において一定の道筋がつかなければ、静的活動である特許評価、分析や、流通の仕組みとしての証券化、信託化、担保化等も十分に活用されない。中小企業や大学に

においては、流通を支援する外部からのサービスも一層重要である。

2. 知的財産の管理・活用に関するアンケート調査

アンケート調査対象企業は産業財産権の管理・活用が考えられる特許等をこの1年間に複数件出願した経験のある企業・法人のうちから抽出された4,982社である。回収結果は1,245社(回収率25.2%)であり、有効票(1,243票)に基づいて集計を行った。

知財信託の印象で、「全く知らない」と「制度が分かりにくい」が40%を占めており、制度の理解度が低いことがわかる。また、知財信託のメリットである「資金調達」、「知財の管理・活用の経費軽減」、「知財部等のアウトソーシング」を選んだ企業はそれぞれ20%弱であり、知財信託のデメリットと考えられる「第三者への知財移転に抵抗がある」、「知財信託のメリットを感じない」がそれぞれ30%強であった。知財信託の目的として、「グループ企業内一括管理」、「管理事業会社による管理・活用」、「知財流動化による資金調達」にそれぞれ約20%の企業が関心があると回答している。一方、44%の企業が知財信託に関心がないと回答している。知財信託の利用促進のための法制度的論点に問題点があると回答した企業の割合は、「特許を受ける権利」、「損害賠償額の推定」、「外国法に基づく知財信託」とも20%以下であり、一方、無回答が73%を占めていた。また、費用上の論点「信託登録免許料が高い」、「信託手数料が高い」に問題点があると回答した企業の割合はそれぞれ20%以下であり、一方、無回答が75%を占めていた。

ライセンス契約では、79%の企業がライセンス契約を結んだ経験を持っている。ライセンサーの破産や特許の譲渡時の第三者対抗要件となる特許権の通常実施権の登録について、「通常実施権を登録したことがある」企業は957社中155社、「登録予定である」と回答した企業は957社中51社であった。ライセンス契約を結んだ経験のある企業のうち、「ライセンス契約の実施権の保護を確保する条項を特に設けていない」と回答した企業は20%であり、約70%の企業は何らかの対策を講じている。ライセンス契約と第三者対抗要件に関する論点に、問題点があると回答した企業の割合は、どの項目も20%以下であり、一方、無回答が67%を占めていた。

3. 知的財産信託に関する海外調査

(1) 米国^(*)

(i) 信託に係る手続・信託成立要件・第三者対抗要件

米国信託法には知財信託の登録に対する特別な要件はない。カリフォルニア州では、米国特許法、州の信託法、統一商事法典(UCC)により、特許を信託に移転する際には、

通常、次の三つの要件が必要とされる。

①USPTOで譲受人の記録を受託者に変更

②州政府に信託を登録

③UCCの定めに従って移転を登録し、また、受託者の完全化された利権を登録

(ii) 米国法に基づく特許権を米国法の下で信託した場合

受託者の信託に係る具体的な責務と権利は州の信託法に従って締結される委託者・受託者間の契約で定められる。日本と同様に特許侵害の評価制度は、侵害者の利益に強く依存する。特許の場合、損害額賠償は制定法の規定に従う。受託者は、通常は信託契約に基づく権限により、委託された知財を防衛する。

(iii) 米国法に基づく特許権を日本法の下で信託した場合

日本の信託は米国の知財を所有することができる。米国内で知財登録制度がないため、日本の信託に移転された米国の特許は譲受人への移転に関する規則に従うことが求められるだけである。当事者間に適用される規則は、日本の法律で決定される。米国特許及び知財を所有する外国の信託など、米国の特許訴訟にかかる知財の外国人所有者はすべて、その国籍にかかわらず、同一の法律の適用を受ける。

(iv) 日本法に基づく特許権を米国法の下で信託した場合

外国の知財は任意の信託にゆだねることができる。米国法では知財信託の登録の定めはないが、その所在地の州政府に登録されなければならない。当事者間の関係は州法によって決定される。日本においては米国の信託が知財の所有者として認められる。損害賠償に関する規定は日本の知財法に従う。

(2) 英国^(*)

(i) 信託に係る手続・信託成立要件・第三者対抗要件

特許権は信託することが可能である。信託一般の登録制度はない。特許信託の場合、受託者を権利者として特許原簿に登録すべきである。

(ii) 英国法に基づく特許権を英国法の下で信託した場合

受託者は信託にゆだねられた知的財産権の法的な所有者であり、信託受益者に対して信託義務を負い、また、信託に基づく一定の権利を持つ。1977年特許法第61条では、特許権者は特許侵害者に対して訴訟を起こせる。算出された損害賠償は受託者に支払われるが、受託者は信託義務に従うため、信託の最善の目的に使用されるべき損害賠償から受託者が個人的に利益を得ることはできない。

(iii) 英国法に基づく特許権を日本法の下で信託した場合

英国特許が日本法の下で信託にゆだねられた場合には、特許の法的な所有者が特許庁の原簿に記載されるべきである。また、委託者、受託者、受益者の権利は、日本の信託制

(*)1 具体的な州法の取扱いについては、カリフォルニア州を調査対象としている。

(*)2 1925年財産権法第209条(3)では、同法がイングランド及びウェールズのみ適用されると定められている。スコットランドについては適用されない。

度の規定によって管轄される。損害賠償の取扱いは英国法の下で信託された場合と同様の取扱いとなる。

(iv) 日本法に基づく特許権を、英国法の下で信託した場合

信託の登録制度はない。受託者、委託者、受益者の関係は、イングランドにおける信託の規定によって管轄される。イングランドの裁判所が、日本特許の侵害について裁判を行えるのは、当事者がその旨に合意している場合、又は被告が英国国内に居住している場合に限られる。

(3) フランス

フランス法の下では「信託」の概念が存在しないため、フランス国内で知財を信託することはできない。

(4) ドイツ

(i) 信託に係る手続・信託成立要件・第三者対抗要件

特許権は「信託」により所持できる。ドイツでは、「信託」は、明確な法的制度はない。そのかわり、ドイツ法の下では、「信託」は、個々の場合ごとに異なる性格を有する。信託一般の登録制度はない。特許信託に関して唯一の登録は、特許庁の登録が特許の登録所有者を示すことである。

(ii) ドイツ法に基づく特許権をドイツ法の下で信託した場合

受託者は、移転された特許の法的所有者であり、委託者に対し信認義務を負い、また、移転された権利の管理及び行使との関連で発生する支出について弁済され補償を受ける権利を有する。特許侵害に適用される一般的な規定は、民法第249条である。受託者は、特許侵害について損害を請求する資格を持ち、特許侵害者は、受託者に損害賠償を支払うよう命じられるが、受託者は、信認義務を負っているため、個人的に支払われた損害賠償を受け取る権利をもたず、委託者の利益のために支払われたものを利用する義務を負う。ドイツ法が、信託に関し、具体的な契約の種類及び規範を定めていないため、詳細は、信託を設定する委託者・受託者間の個々の契約による。

(iii) ドイツ法に基づく特許権を日本法の下で信託した場合

ドイツ特許が、日本法の下で信託に移転された場合、受託者はドイツ特許庁に新しい特許の法的所有者として登録すべきである。ドイツ特許が日本の信託条件の下で所有された場合、関係当事者間の法的関係は日本の信託条件によって規律される。ドイツ特許法の下での損害の算定は、ドイツ特許が日本法の下で設定された受託者によって法的に所有されている場合にも該当する。

(iv) 日本法に基づく特許権をドイツ法の下で信託した場合

ドイツ法の下で設定された信託の当事者間の法的関係は、一般的には信託の契約条件及びドイツ法によって規律される。一般的には日本の特許の侵害については日本法が適用され、損害賠償請求についても同様である。

(5) 韓国

(i) 信託に係る手続・信託成立要件・第三者対抗要件

特許権を信託し、登録申請する場合、特許権及び信託登録申請書と受託者が特許権等を管理処分するために、特許(登録)権移転登録申請書を同時に提出しなければならない。信託による特許権の移転は特許信託原簿に登録しなければ第三者に対抗できない。

(ii) 韓国法に基づく特許権を韓国法の下で信託した場合

受託者は受託知的財産権の権利者として取り扱われ、受託知的財産権に関する実施の許諾、損害賠償、侵害差止請求などの権利行使ができる。一方、受託者の義務は、信託法及び信託業法に定められている。損害賠償規定として特許法第128条があり、この規定は知財信託の受託者にもそのまま適用できる。

(iii) 韓国法に基づく特許権を日本法の下で信託した場合

韓国法が定めた特許信託の手続により、信託登録を済ませれば韓国法で定めた特許信託の効力が発生し、その権利・義務の関係も韓国法を基準にして成立する。韓国で信託登録手続をすれば、受託者も特許法第128条などで定めた損害賠償推定規定の適用を受ける。

(iv) 日本法に基づく特許権を韓国法の下で信託した場合

韓国でその準拠法を韓国法とし日本の特許権の信託契約を締結できるが、信託が効力を発生するためには日本の特許権の信託に関する登録を有効に済ませなければならない。日本の特許権を信託した場合の法律関係は日本法による。

(6) 中国

中国では、信託法の下、特許権も信託財産とすることができる。特許権を対象として信託を設定する場合、特許権移転の登録が効力発生要件である。

Ⅲ. ライセンスー保護制度の検討

特許法第99条第1項により特許権の通常実施権は登録が第三者対抗要件とされる。また、破産法改正により、通常実施権が登録されている場合、ライセンスーが破産した場合であっても、ライセンスーたる通常実施権者は引き続き通常実施権を維持できる。ところが、実務上は、知的財産権のライセンス契約は秘密裏に行われることが多く、一部の産業界では特許番号を特定しない包括的クロスライセンス契約が常態化している。したがって、ライセンス契約が締結された場合に、通常実施権の登録がされることは極めてまれである。このように現行の登録制度は必ずしも十分に活用されておらず、破産法が改正された後でも、依然として通常実施権者の保護は不十分であり、未登録の通常実施権者を保護し得る新たな

保護制度が必要である。

そこで、本研究会では新たな保護制度を提案し、この要件、効果に関する法律的な問題点について検討を行った。新たな保護制度の下では、ライセンサーは法定実施権を権利者に主張することができ、この効果として、新権利者は権利行使ができず、その結果、ライセンサーの特許発明の実施事業を存続できるようになることを想定している。

本研究会の検討結果をまとめると以下のようになる。

(i) 保護法益

新たなライセンサー保護制度の前提となる保護法益は、通常実施権者の特許発明の実施に係る事業である。この事業の存続を図るための制度としてどのような制度設計をするかという点に関しては、①交渉機会確保、②実施権確保の2つの方向性が考えられる。

(ii) 制度設計

基本的制度設計として、特許権の権利者の変動時には、通常実施権者に、新権利者に対する法定実施権が成立するという法定実施権制度が望ましい。要件の枠組みは以下のとおりである。

< 権利移転 >

- (a) 権利移転
- (b) 通常実施権の設定に関する合意(ライセンス契約)
- (c) 権利移転時以前の確定日付を付した合意を記した書面(契約書)
- (d) 未登録通常実施権
- ※「特許発明の実施又は実施の準備」又は「新権利者の悪意」を要件に加えることも考えられる。

< 破産による契約解除 >

- (a) 破産
- (b) 通常実施権の設定に関する合意(ライセンス契約)
- (c) 管財人による契約の解除
- (d) 契約解除時点以前の確定日付を付した合意を記した書面(契約書)
- (e) 未登録通常実施権
- ※「特許発明の実施又は実施の準備」又は「新権利者の悪意」を要件に加えることも考えられる。

また、法定実施権の成立範囲は以下のとおりである。

- 範囲: 従前の通常実施権の範囲
- 期間: 一定期間(方向性①)又は従前の通常実施権と同期間(方向性②)
- 実施料: 従前の対価の承継、特許庁の裁定又は裁判所の認定
- 権利の承継: 実施の事業と共にする場合及び相続その他の一般承継の場合のみ

今後はこの新たな法定実施権の特許法との整合性や既存の登録制度との関係を検討し、登録制度の改良又は本格的

見直しと並んで、通常実施権制度改正の重要な選択肢の一つとして検討されることを期待する。

IV. 知的財産信託に係る問題の検討

1. 知的財産信託と特許法102条1項、2項に係る検討

特許法102条によれば、特許権侵害者に権利侵害による逸失利益を損害賠償請求する際、権利者、専用実施権者及び独占的通常実施権者は、1項では算定された額を損害額にでき、2項では侵害者の得た利益を自らの損害額と推定できる。ただし、逸失利益の存在が認められることが前提となるため、請求権者は、特許発明を実施していることが必要と解されている。

特許権を信託した場合、法形式上は受託者が特許権者となるが、特許発明を自ら実施することが困難であるため、逸失利益の存在が認められず、1項、2項に基づく損害額を請求できない。一方、委託者は受益者で法形式上は権利者ではなく、当該特許権の信託後に特許発明を実施するためには、受託者から実施許諾を受けて特許発明を実施する必要があり、この実施権が非独占的通常実施権の場合には、損害賠償請求をする際に、損害額が算定(1項)、あるいは推定(2項)されない。ただし、委託者が専用実施権者又は独占的通常実施権者として特許権を実施していれば、1項、2項が適用されるが、委託者が受託者に対して特許権の管理、運用を目的とした信託をしているにもかかわらず、委託者自らが権利侵害者に対して損害賠償請求をしなければ逸失利益を回復できないということでは、知財信託と特許法第102条に係る問題の本質的な解決策といえない。

そこで、特許権の信託前と同様に、権利侵害時に1項、2項に基づく損害額を請求できる可能性のあることを明らかにするために、特許法102条1項、2項の制度趣旨を明らかにし、想定事例の分析を行った。特許法102条1項及び2項の本旨は、特許権の排他的な市場機会に基づく利益が侵害されたときに、その逸失利益を損害額として、算定(1項)又は推定(2項)し、侵害者に損害賠償請求をする際に、損害額を主張立証する権利者の責任を軽減しようとするものである。したがって、1項、2項の適用要件として重要なのは、実際に特許権の排他的な市場機会に基づく「逸失利益」が存在している(特許発明を実施している)ことであり、特許権信託において、信託当事者において信託財産に関する利益状況が実質的に一体とらえることが可能な場合であって、かつ特許権の排他的な市場機会に基づく「逸失利益」の存在が認められる場合に、1項、2項は適用されてよいと考えられる。

そこで、管理型信託と資金調達型信託に関する5種類の事例に当てはめて検討を行い、特許権信託において、信託の設定の仕方やライセンス契約の内容を工夫することにより、1

項、2項を適用することができることが確認された。特に、特許権の管理だけを目的とする管理型信託の場合、信託財産や財産権者の状況について実質的に変更するものではなく、受益者と受託者とを一体とみなし、1項、2項を適用することに異論は少ない。また、資金調達型信託の場合であっても、受益者に逸失利益の存在が認められるのであれば、1項、2項の本旨から、これらが適用されてよいと考えられる。ただし、具体的にどのような場合に逸失利益の存在を観念し得るかという点については十分な検討をするには至らなかったが、少なくとも、特許権信託を設定した後に権利侵害がなされると、逸失利益を損害額として請求できず、ひいては権利侵害を助長するといった指摘は適当ではないことは明らかになった。

特許権等の知財権を活用する一つの方策として、信託制度が今まで以上に活発に利用されることが期待される。

2. 特許料等の減免措置に係る検討

資力に乏しい個人・法人、研究開発型中小企業及び大学の研究者等を対象に、要件に応じて、「特許料等の減免措置」が適用される。こうした要件に該当する者が、「特許を受ける権利」を信託すると、権利者が受託者である信託会社となるため、この減免措置を受けられないのではないかという問題がある。これは特許権利化後に信託した場合は生じない問題であり、この問題に対応するためには、特許を受ける権利の段階での信託のニーズを把握する必要がある。

この点に対して、「現状では、減免措置を受ける中小企業等が特許を受ける権利の段階で信託をするというニーズを聞いたことがない」という意見と「減免措置を受けるような中小企業では、知財管理部門もなく、また、社長自らが管理しているところもあるので特許を受ける権利の段階で信託会社などに管理を任せたいというニーズはあると考えている」という意見があった。また、この問題を検討するためには、「ニーズがどれだけあるか」ということや「実際に減免措置が企業にどれだけ使われているのか」等を把握する必要があり、これらの事項を十分検証した後、再度検討する方が良いという意見があった。

V. まとめ

信託制度との関係では、法制上の難点はかなり少なくなっているものと考えられるので、今後は、取引市場その他の環境の整備を図りつつ、広く一般の理解を得ることにより、その普及を図ることが期待される。

また、ライセンスの保護の問題に関しては、今回の提案を前提として、現行法との整合性や国際的なハーモナイズの観点も取り込みつつ、より広範な研究者・実務家等を巻き込

んで、具体的な政策の実現に向けた議論が展開されることを期待する。

(担当:主任研究員 内山誠治)